

①開 会

<教 育 長> それでは、ただいまから、令和6年山形県教育委員会3月定例会を開会いたします。

<教 育 長> 議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長> 会議録署名委員に、山川委員と工藤委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長> 議事に先立ち、報告があります。
(1)「第78回国民スポーツ大会冬季大会結果について」、スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室長より報告願います。

<競技力向上・アスリート育成推進室長> 第78回国民スポーツ大会冬季大会について総括を報告いたします。
資料の「2. 成績」を御覧ください。

冬季大会の成績ですが、優勝5を含む入賞数39となり天皇杯得点219.5点、天皇杯順位3位と過去最高タイの順位で、天皇杯得点もべにばな国体に次ぐ歴代2番目の獲得得点となりました。

まず、スケート競技会・アイスホッケー競技会は、今年1月28日から2月3日まで、北海道苫小牧市において「新たな光へ！とまこまい国スポ2024」が開催され、天皇杯得点117点、天皇杯順位8位となりました。

スピードスケート競技会では、優勝3を含む21の入賞、競技獲得得点97点で、前回大会65点でしたが、躍進したものと思っております。

一方、スキー競技会は、2月21日から24日まで、本県山形市・上山市・最上町において「やまがた雪未来国スポ」が開催されました。

山形県選手団は優勝2、入賞18の好成績を残し、平成16年以降19年間固定されていた、北海道・秋田・長野・新潟の4強の牙城を崩し、天皇杯得点102.5点を獲得し、目標である天皇杯順位4位を達成いたしました。中でも、ジャイアントスラローム種目では、優勝2を含む、9

つの入賞を果たし、競技別の獲得得点 51.5 では、北海道を抜いて第 1 位という大活躍を見せてくれました。

次に資料の 3、入賞一覧を御覧ください。

スピードスケート競技では、出場選手全員が入賞を果たす活躍の中でも、山形中央高校 3 年・重堂沙姫選手は、少年女子 3,000 メートルで見事に優勝、ふるさと選手で出場したオリンピックである成年女子の小坂凜選手は、1,500 メートルと 3,000 メートルで前回大会に続き、2 大会連続で二連覇を達成いたしました。また、3 種別出場した 2,000 メートルリレーにおいては、成年女子は 2 位、少年男子は 3 位の上位入賞、成年男子は 6 位入賞を果たし、どの種別においても好成績を収め、山形県スケートチームの総合力と団結力を発揮してくれました。

また、スキー競技のジャイアントスラローム種目では、成年男子 B の佐藤慎太郎選手、少年男子の阿部和人選手が、県勢スキー競技では 10 年前のやまがた樹氷国体以来の優勝を果たしました。

クロスカントリー種目では、YAMAGATA ドリームキッズ 10 期生、福原中学校 3 年生の大場明咲選手が、少年女子において、格上の高校生に混じったレースで第 3 位に入賞しました。

そして、開始式で代表宣誓を務めた山形のレジェンドで、新庄神室産業高校真室川校の教諭・青木富美子選手が第 7 位、さらには、リレーにおいて、成年男子、女子、少年男子が入賞と、県勢クロスカントリー種目の層の厚さを発揮してくれました。

スペシャルジャンプ種目では、山形県スポーツ協会スポーツ技術員・内藤智文選手がジャンプ界のレジェンド、北海道の葛西紀明選手と最後まで争い、惜しくも優勝を逃しましたが見事に第 2 位に入賞いたしました。

今大会は、近年まれにみる暖冬の影響で、競技の開催自体が危惧されたこともございましたが、関係の皆さんの御尽力により無事に開催にこぎつけ、大会運営と競技力の成績、両輪での成功裏に収めることができた大会となりました。

今後は、今回の第 78 回国民スポーツ大会冬季大会での本県選手団の活躍を起爆剤としながら、今年、佐賀県で開催される第 78 回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」に向けて、本県スポーツの中核となる有望競技団体の重点強化事業を推進し、各競技団体と密接に連携しながら天皇順位 20 位台を目標に競技力向上を図ってまいります。

以上、報告とさせていただきます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、次に (2) 「新庄新高校 (仮称) の校名・校章・校歌の検討について」、高校教育課高校未来創造室長より報告願います。

<高校未来創造室長>

報告 2 の資料を御覧ください。令和 8 年 4 月に開校します新庄新高校、現在仮称ですが、この校名・校章・校歌の検討について御報告いた

します。

初めに「1 校名」を御覧ください。校名につきましては、「山形県立」と「高等学校」の間に入る名称を募集いたします。校名は公募とし、ウェブ、郵送により募集をいたします。なお、この募集は校名を決定する上で参考にするものであり、応募数の多寡によって決定するものではありません。

今後のスケジュールとしまして令和6年5月に新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、また新庄市をはじめ、最上地区の各市町村の市報等での公募の詳細について広報した後、6月1日から約1か月間公募を行います。その後、選定作業を進めまして、10月をめどに校名を公表する予定としております。

次に「2 校章」につきましては令和6年10月の校名公表後、11月に参考デザインとなる素案をウェブ・郵送にて公募いたします。その後、選定しました素案を基に専門家にデザインを依頼し、令和7年6月をめどに校章を公表する予定としております。

また「3 校歌」につきましても、令和6年10月の校名公表後、専門家に作詞、作曲を依頼しまして、令和7年12月をめどに校歌を公表する予定としております。

校名・校章・校歌いずれも新高校を象徴する重要なものであり、県民の注目度も高いと思われまます。より多くの方から募集いただけるよう、周知を図って関心を高めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<教 育 長>

なければ、次に(3)「令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、「令和6年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について」、御説明させていただきます。

2月2日に推薦及び連携型の入学者選抜、そして3月7日に一般入学者選抜を実施しまして、昨日3月17日に各校で合格発表を行っております。

報告3-1を御覧いただきたいと思います。

「1 全体の状況」についてですが、表は上の方から全日制、定時制、全日制と定時制の総計、となっております。

まず、全日制においては、入学定員6,560人に対し、入学志願者等の数が5,349人、取消・欠席者数が80人、受検者等の数が5,269人、合格者等の数が5,092人、最終倍率が0.80倍となりました。

定時制においては入学定員280人に対し、入学志願者等の数が158人、取消・欠席者数が3人、受検者等の数が155人、合格者等の数が152人、最終倍率で0.55倍となっております。全日制と定時制の総計では入学定員6,840人に対し、入学志願者等の数が5,507人、取消・欠席者数が

83 人、受検者等の数が 5,424 人、合格者等の数が 5,244 人、最終倍率が 0.79 倍となりました。

「2 定員充足率の状況」についてですが、全日制は 77.6 パーセントとなり、前年度から 0.9 ポイントの減、定時制は 54.3 パーセントとなり、前年度から 7.9 ポイントの増、全日制及び定時制の総計で 76.7 パーセントとなり、前年度から 0.5 ポイントの減となりました。

「3 課程・学科別の状況」については、報告 3-3 の B「学科別受検者数・合格者数」を、「4 各学校・学科別の状況」については、報告 3-4 の C「受検者数・合格者数」を御覧いただければと存じます。

報告 3-2 の「5 追検査について」については一般入学者選抜における追検査の対象者数となりますが、今回はインフルエンザがかなり猛威を奮っておりまして、20 校 31 名が対象となったところです。

続いて今回の学力検査における出題のねらいと検査問題の構成については資料を準備いたしました。2 ページを御覧いただきますと、今年度の出題傾向を各教科ごとに記載しておりますので御覧いただければと存じます。

以上で説明を終わりとさせていただきます。

<教 育 長>

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

<工 藤 委 員>

県立高校の志願倍率を数値で見ますと、子どもの数が減っているということに加え、魅力的な学校を選んで受検することになるため、その魅力の発信というのが非常に重要となるわけですが、生徒や保護者にまだまだ伝わっていない感じが否めません。

気になったのは、特定の高校のことを挙げるつもりはないのですが、共学にはなっているけれども、実質男子校、女子校になっているところに関しては、学年によって男女比は半々にはならず、例えば男子が多い学年や女子が多い学年はきっとあるわけですね。その年によってある程度差は出てくるかと思うのですが、以前小学校 6 年生が東桜学館を受検したときに、女子と男子の合格割合が半々にするとすると志願者は女子が 7 から 6 に対し男子が 4 から 3 の割合となり、女子と男子の合格率が違うのではないかという問題がありました。いまは改善され男女比にはこだわらない方向に変わりましたが、今年、実質男子校、女子校となっている山形南高校と山形西高校でその差が大きく出ました。西高校は 30 人ほど定員割れしていて、南高校は 50 人ほど不合格となる子がいると、これは性別による不平等なのかなと思うところがすごくあります。あちらの高校はこのくらいの点数で合格したけれど、こちらの高校は同じ点数でも合格しなかったという子がおり、本当に性別による不平等になっていないかということもしっかり考えていかなければいけないのかなと思います。

学校自体の魅力ということを考慮して、いままでこうだったということ、それは分かるのですが、その辺を時代に合わせて、変えていくことも検討していかなければいけない時期なのではないかということは、この

前の総合教育会議のときに山川委員もおっしゃられていました。やはり大胆な再編というのは考えていかなければいけないのではないかと思います。

<高校教育課長>

男女別の定員設定はもう時代に合わないと全国的に見直しが進んでいる状況でございます。その中で男子が多い学校、女子が多い学校というのは実際にいま山形市内にあるわけなのですが、推奨しているわけではないものの、実態としてそういう状況が続いているというところがあります。

なかなか難しい状況だと思っています。山形西高校については今年度定員割れしましたが、昨年度 30 人以上の不合格者が出たため敬遠されたのかというところもあります。追ってみると、倍率が翌年に上がって次年に下がってという傾向もありますので、その辺も見なければならぬのかなと思っています。貴重な御意見ありがとうございます。

<山 川 委 員>

山形南高校も山形西高校も一応形式的には男女共学校です。そのため受検して入りたいと思えば入れることにはなっているものの、受検者がほとんどおらず、南高校で一人の例がある程度かと思います。

一人ですと本人も学校生活が難しいし、学校も対応が難しい。再編の問題は置いておくとしても、実質的に男子校、女子校となっている高校を積極的に受検してくださいという宣伝はしてないです。

山形東高校が元々女性は非常に少なかったものの、昔から一定数の女子生徒がおり、現在半々かあるいは女子の方が多くなっているように、自然に任せても変わる場合はあり得ると思います。ただし南高校と西高校の場合は積極的に取り組んでもよい感じはしています。それには反対だという意見もあることは承知しており、調整も難しいのだと思いますが、自然に任せたらなかなか変わらない学校があるのではないのでしょうか。形式的には共学ですというのは昔から聞く話ですが、実態がそうになっていないため、検討する余地があるのかもしれないと思っています。何らかの働きかけをしない限りはいまの状態が続くでしょう。

<教 育 長>

ほかに御意見はございますか。

<丹 治 委 員>

定時制の志願者数が今年度増えていますが、これは今回だけのことなのか、これくらいの幅は毎年増減があるのか、増えたことで見えてくる傾向があるのかお聞きしたいです。

<高校教育課長>

定時制につきましては、学校にもよりますが、例えば霞城学園高校については増加傾向という状況でございます。定時制は前と違い勤労青年を受け入れるというよりは、不登校経験のある子が多い状況でございます。あるいは起立性障害等の理由によって朝から登校はできない場合に午後から登校することができる、選択科目が様々ありニーズに対応で

きることで、倍率が上がってきていると分析しております。

<丹 治 委 員> 定時制というと、経済的なことが関係しているのかなと思ったのですが、お話を聞きそういう理由があると知りました。

私のようなイメージを持っている人が多いと思うので、子どもたちの体調や、勉強の仕方に合わせて選べるということももう少し発信していけばよいと感じました。

<教 育 長> いまでも定時制で日中働いて、夜に学業という生徒はいるのですか。

<高校教育課長> ほとんどいないというのが実態でございます。

<工 藤 委 員> 昼間定時制ではない学校もありますよね。例えば新庄北高校の定時制は夕方からで、定時制というとそのイメージが強いのですが、ほとんどの学校は昼間定時制になってきています。

<教 育 長> 働いている生徒を受け入れるというよりは、普通の学校に馴染めないお子さんたちを受け入れるという要素が強くなってきているのだと思います。

<高校教育課長> 仕事を持っているわけではなくても、学校側からアルバイトをしてはどうですかと提案するケースもある状況です。

<工 藤 委 員> インターンシップで受け入れをしてもらうのにも夜の定時制だとなかなか難しいということをお聞きします。

昔は夜学のイメージがすごく強かったので、一般の方にももう少しPRしていくこともよいと思います。

<教 育 長> 県立高校のあり方を様々検討していくことは本当に必要で、まずは魅力化に取り組みさせていただいておりますが、県立高校が取り組む魅力化と私立の魅力と言われる部分とは質が違うところがあります。御意見いただいた、学校の有様や発信の仕方など検討する余地があると思いますので、再編等も含めてまた検討してまいりたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

<小 関 委 員> 山形東高校は探究科が 80 人の定員に対して 184 人の応募があつて、普通科は 160 人の定員に対して 66 人で、結果探究科に 82 名、普通科に 162 名が合格しています。探究科に志願すれば、普通科への振り分けもあるため、探究科の方が倍率が高くなる傾向です。

ですが長井高校を見ていただくと、探究コースが 40 人の定員に対し応募が 37 人で、最初から探究コースに志願していないのです。これはなぜかを地元の人たちにヒアリングしたところ、探究コースの方が授業時間も少々多く、そもそもそんなに探究する気がないため、中学校の先

生も無理して探究コースに出願しなくてもよいとなっているそうです。

また、一般コースに志望している生徒の成績の合格最低点は、噂でしかありませんが平均点で 50 点を下回っており、定員割れしている状況の中で本来必要とされる学力に達しないような子でも合格者として受け入れているのではないかと聞いています。

その時の体調もありますし、テストの成績が悪かったから本当に成績が悪いのかはまた違う問題だとは思いますが。そのため内申点も加味して評価しているとは思いますが。ただ高校に入ってから授業についていけなくなって、途中で霞城学園などに転校するような生徒が出始めている話を聞きます。

大学ですと、レベルの高い大学は合格最低点を公表しています。要はこれ以下の生徒は取っていませんと、そこで一つ線が引けるのです。公表している大学は、しっかりとした大学なのだと分かります。公開まではしなくてよいと思いますが、進学校といわれる高校ではある点数以下はもう取らないとすべきなのではないかと思えます。それが本当に定員に達してないのならば、定員を減らしていくべきです。

県立と私立が別の魅力を発信しなければいけない中では、県立は進学校については鍛えて立派な生徒を出しますとアピールすることが差別化できることなのではないかと思えます。それが定員数を減らすことになるかもしれませんが、逆に定員割れしている状況では求められるレベルに達していない子を不合格とはしづらいつ感じます。ですからいきなりやるべきということまでは言えないのですが、現状、入学者数に対しての卒業者数はどうなのでしょう。結局ついていけなくて辞めてしまう子がいるのであれば、入学者数に対して卒業者数は実は減っているのではないのでしょうか。きちんと卒業できていない子たちが増えているのであれば、なぜ卒業できないのかを分析していけば、本来のその地域ごとの定員がある程度分かってくるのではないのでしょうか。あえて無理して入学する必要はなくて、自分が伸び伸びと勉強できるところに入学すべきなのだと思います。

この前の知事のお話で、人口が減ろうが学校は減らさない、その地域から高校がなくなると本当に地域が廃れてしまうため、定員が少なくとも維持すべきなのではという意見はなるほどなと私は思いましたが、そうであれば、その中できちんとした教育をしてあげる県立高校ということを目安に、学力はどうなっているのかの実態は調べるが必要なのではないかと、地元で様々な人から言われました。

< 高校教育課長 >

自分の得点が希望者に郵送される仕組みがございまして、おそらく受検生に届いているころだと思います。塾ではそれを持ってくると、例えば千円あげますというシステムがあり、塾では最低点の大体のラインを持っているようでして、そういったものが広く了解されているところがあります。

また、定員が割れたときの学校の反応としては、学力は二極化する傾向がありまして、入学時点で義務教育段階での学び直しを丁寧にして高

校の学習にうまくつながるように力を入れているところです。丁寧に対応するのが県立高校の強みですので、個別最適な学びということでICT機器も活用しながら努力をしているところです。

<教 育 長> 学校の魅力化やあり方について御意見をいただいておりますが、人口減少の中で、県立高校が基本的に担う役割がある中でどのように全体をコーディネートしていくか、また様々検討させていただきたいと思いません。ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。

<和 田 委 員> 中高一貫校について、山形県内にこの度やっと2校目ができますが、小学生で必死に受検勉強して中学校に合格しても、やはりその中で大きく差が生まれているのが現状です。
私も保護者ですが、中学校に99名が入学したところ、いま残ってるのは80名少々で、10名程度減っています。高校で入ってくる高入生の方ももちろん仲良くなるのですが、その中でなぜか学力に差が生じてきて、その中で葛藤することも出てくるのが実態で、今回の致道館に関しても、中学受検をする子が周りに少ない中で小・中学校という多感な時期を過ごすため、すごく難しいなと思います。合う子には合うのですが、中学受検をしたけれども高校受検を選ぶ方も一定数いるのが現状で、そういったケースもこれから増えてくるのかなと思います。
もう一点、県立高校の倍率を見ると、今年は山形南高校がすごく高く、一定数のやる気があり学力もあるお子さんたちが不合格となってしまう、ほかが定員割れになっている現状がもったいないな、ただ、こればかりはどうすることもできないだろうなと、歯がゆく思っております。

<教 育 長> 今後またやり方を考えなければいけないかなと思っております。

<和 田 委 員> その中でも定員割れしているのに不合格者を出している高校もあるので、それも勇気だなと思いつながりながら拝見していました。

<教 育 長> 学校ごとの考えがあると思います。ありがとうございます。
ほかになれば、これより議事に入ります。

⑤議 事

<教 育 長> 議第1号「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 「山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱の一部改正について」、御提案させていただきます。

議1-1を御覧いただければと思います。2月の定例教育委員会で御報告させていただきました山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方

針に基づきまして、入学定員の充足率向上を図るため、この度は山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受け入れに関する要綱の一部改正を御提案させていただきます。

議1-2を御覧いただければと存じます。山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受け入れに関する要綱の新旧対照表となります。

第2条第2号を御覧いただければと存じます。第2号の志願者について、現行の要綱においては推薦及び一般入学者選抜を対象としておりましたが、令和7年度に先行実施いたします、前期（特色）選抜も対象とするため、この度の改正により、志願者を推薦入学者選抜、一般入学者選抜及び前期（特色）選抜における入学者志願者いたします。

続いて第3条を御覧ください。こちらは現行においては直近3年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して8割に満たない学科がある学校について、校長の申請により受け入れを承認することとしておりましたが、この度の改正においては、直近2年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して9割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受け入れを承認するいたします。

続いて第4条第2号を御覧ください。前期（特色）選抜における県外志願者の受け入れ人数について、推薦入学者選抜と同様とするため、推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜又は前期（特色）選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする、いたします。

続いて第13条を御覧ください。今年度から教育庁が教育局となったことから、審議委員会に関する庶務は教育局高校教育課にて処理すると改正いたします。

議1-3から議1-5が改正後の要綱となります。説明は以上でございます。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第2号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」及び議第3号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について」については、関連する議案となりますので、事務局より一括して説明願います。

<教育政策課長>

議第2号の1及び2につきまして、御説明申し上げます。

議第2号の1及び2の各条例案につきましては、いずれも、山形県議会2月定例会に提案するため、知事から議案の作成に当たり意見を求められましたが、緊急を要したため、議2-1-2のとおり教育長において同意する旨専決処分しましたので、これを御承認いただきたく提案するものでございます。

それではまず、議第2号の1「山形県部設置条例等の一部を改正する条例案について」、御説明いたします。議2-1-7を御覧ください。

改正内容ですが、スポーツに関する事務については、地教行法第21条の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている一方、条例で定めることにより、学校における体育に関するものを除き、知事がその権限の全てを行使できることとされております。

本県においては既に、プロスポーツに関することのみ知事部局で管理執行しておりますが、スポーツ振興を巡る近年の情勢を鑑み、知事部局において学校体育を除く全てのスポーツ振興業務を一元的に管理し、地域振興や観光、健康づくり等の施策とより一層連携した施策展開を推進することを目的として、この度、教育委員会から知事部局へ「スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）」を移管します。

これに伴い、「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を改正するものでございます。

資料中の表で申し上げますと、網掛の部分がこの条例で知事部局に移管する事務で、黒太枠が今回の移管に関する部分となります。

また、一番下の丸ですが、特例条例の改正に合わせて、御覧の3つの条例につきましても改正することとしております。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

続きまして、議第2号の2「山形県職員定数条例の一部を改正する条例案について」御説明いたします。議2-2-5を御覧ください。

改正内容は、スポーツに関する事務の知事部局への移管に伴い、当該事務分に係る職員定数を教育委員会から知事部局に移管するため、山形県職員定数条例を改正するものです。

定数全体の増減については、知事部局が44の増、うちスポーツ移管分の増は20であり、教育委員会は20の減となります。

教育委員会の定数減の内訳について、表を御覧ください。

今回移管の対象となる職員のうち、事務局定数を充てている事務職員4名、教員12名の合計16名については、下の米印の①のとおり、本紙の「山形県職員定数条例」における「教育委員会事務局」の定数から減じる分となります。

また、教員のうち学校定数を充てている学校籍の教員、いわゆる充て指導主事といわれる者4名については、②のとおり、「学校職員定数条例」における「高等学校・教員」から減じる分であり、次に説明します議第2号の3における増減に含まれております。

施行期日は、こちらも令和6年4月1日となります。

<教職員課長>

以上でございます。

議第2号の3につきまして御説明申し上げます。

山形県知事から山形県立学校職員および市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案の作成に当たりまして意見を求められました。そこで緊急を要したため教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則第5条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により承認を求めるための提案でございます。

条例案につきましては改正理由は児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴って、学校職員の定数を改正するため提案するものであります。

改正内容は別表にあるようにおける学校職員の定数を変更するものであります。市町村立学校、小中学校になります。定数につきましては、特別支援学級数の増加に伴い、38名の増となっております。県立中学校の定数につきましては、致道館中学校の新設に伴い11名の増となっております。

県立特別支援学校の定数につきましては秋に実施しました就学相談を受けて算出した結果、児童生徒数の増加に伴い、16名の増となっております。

県立高等学校の定数につきましては、生徒数の減少、県立高等学校再編整備基本計画による学級減、スポーツに関する事務の知事部局への移管に伴う減により53名の減となっております。

施行日は令和6年4月1日であります。以上よろしくお願ひ申し上げます。

<教育政策課長>

引き続き議第3号につきまして、御説明申し上げます。

先ほどの議第2号の1、山形県部設置条例等の一部を改正する条例案については、「山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例」の改正を含むため、地教行法第23条第2項の規定に基づき、県議会議長から当該条例案の議決に当たり意見を求められましたが、緊急を要したため、議3-2のとおり教育長において適当なものと認める旨専決処分しましたので、これを御承認いただきたく提案するものでございます。

条例案の内容は、議第2号の1と同一であるため説明は省略いたします。以上でございます。

<教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教育長>

なければ、議第2号の1から議第2号の3まで及び議第3号については、いずれも原案のとおり承認してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、いずれも原案のとおり承認いたします。

- <教 育 長> 次に、議第4号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、スポーツ保健課長より説明願います。
- <スポーツ保健課長> 議第4号「山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明申しあげます。
本件については使用料の減免と名称変更の2点をお諮りしたいと思いますが、使用料の減免につきましては下段にあります提案理由について先に申し上げます。
部活動改革の推進に伴い、地域クラブ等の活動場所がこれまで以上に必要になることが想定されることから、中学校の生徒等が県立学校体育施設を活用するに当たり使用料の減額をするためのものであります。
改めて改正の内容ですが、議案中ほどの第5条使用料の減免について、第5条中「免除」を「免除し、及び中学校の生徒又はこれに準ずる者がその活動に参加する団体が使用する場合にあっては同表に定める額の5分の4に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を減額」に改めるものであります。
次の開放校の名称変更については、別表中の山形県立鶴岡南高等学校、山形県立鶴岡北高等学校を山形県立致道館高等学校に改めるものであります。
附則として、この規則は令和6年4月1日から施行するものとしております。
以上よろしく願いいたします。
- <教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <教 育 長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <教 育 長> 次に、議第5号「教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。
- <教 職 員 課 長> 議第5号について説明申し上げます。
議5-1を御覧ください。改正の提案理由は、ページ下部のとおり、いわゆる給特法第7条第1項に基づいて文部科学大臣が定めた指針が改正されたため、当該改正内容に合わせて教育委員会規則の一部を改正するために提案するものでございます。
具体的な改正内容につきましては、中段にありますとおり、第2条第3号中「指針第3（1）」を「指針第2章第1節（1）」に改めます。
施行期日は公布日からで、3月22日を予定しております。

なお、議5-2は新旧対照表、議5-3は改正の概要等になります。
以上よろしくお願いたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第6号及び議第7号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号及び議第7号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。